

自治体ガバナンスのための 法的仕組みを整備する

～自治体法務の最前線2009～

関西学院大学大学院法学研究科公共政策プログラムは、このたび、法学研究科の教員と地方自治体職員が連携した連続セミナー(無料)を開催することになりました。

いま地方自治体は、成熟社会、地方分権、法化社会といった社会環境の変化を受けて、大きな変革の波にさらされています。地方自治体は自らの力で地域の必要にベスト・フィットした政策や条例をつくっていくことが求められています。自治体職員にも優れた政策形成能力と政策法務能力が期待される時代になっているのです。

連続セミナーでは、地方自治体にとって身近なしかし重要な法的諸問題を取りあげて、大学研究者が論理的な考察を、自治体担当者が現場からの問題提起を行い、自治体法務の視点から論点を解きほぐすとともに、これからのあるべき方向を展望します。自治体法務の専門家と自治体の職員が、一緒になって意見交換し、一緒になって考えます。ぜひご参加ください。

第1回 10月7日(水) 19:00～21:00

「情報公開・個人情報保護をめぐる
最近の諸問題」
菅原 明則 関西学院大学大学院司法研究科教授

第2回 10月21日(水) 19:00～21:00

「市民参加・市民協働の
制度化をめぐる諸問題」
角松 生史 神戸大学大学院法学研究科教授

第3回 11月4日(水) 19:00～21:00

「自治基本条例をめぐる諸問題」
山下 淳 関西学院大学法学部教授

第4回 11月11日(水) 19:00～21:00

「行政不服審査法・行政手続法の改正と
それを受けた自治体の対応」
前田 雅子 関西学院大学法学部教授

第5回 11月25日(水) 19:00～21:00

「住民訴訟をめぐる最近の諸問題」
曾和 俊文 関西学院大学大学院司法研究科教授

<主 催> 関西学院大学大学院法学研究科公共政策プログラム



参加申し込み方法

参加ご希望の方は、①お名前 ②所属団体・勤務先 ③連絡先 ④メールアドレス ⑤参加の回
(全部、1、2、3、4、5)を、ご連絡ください。(1回限りの参加も歓迎します。)

事前申し込みを原則としますが、当日参加も受け付けいたします。

★参加費無料★

お申し込み
お問い合わせ

日本災害救援ボランティアネットワーク (担当 寺本・滝沢)
〒662-0854 西宮市櫨塚町2-20 西宮商工会館南館
Tel 0798-34-9011 / Fax 0798-34-9022
E-mail nishinomiya@nvnad.or.jp

セミナーの概要

セミナーでは、各回ごとに、研究者と自治体実務の担当者がそれぞれ話題提供を行い、それを受けた参加者と一緒に意見交換と討論を行います。

◆第1回「情報公開・個人情報保護をめぐる最近の諸問題」

情報公開・個人情報保護をめぐっては、最近では、参画・協働の前提となる情報共有や危機管理の取り組みにみられるように、両方を一体的に考えていかなければならなくなっています。また、大阪市における公文書管理条例制定や国の公文書管理条例の制定などにみられるように、行政情報の管理・運用、公開、保護といった情報管理の総合的かつ統一的な枠組みのなかでとらえることが求められています。

そこで、自治体の現場からの報告を受けて、地方自治体として取り組まなければいけない課題を明らかにしていきます。

◆第2回「市民参加・市民協働の制度化をめぐる諸問題」

最近では、市民参加手続や市民協働の実現に向けた取り組みが活発化しており、それを受け、市民参加条例や市民協働推進条例などを条例化する動きも盛んになっています。そこで、最近条例を制定して動かし始めた西宮市等の状況について話題提供をいただきながら、制定されている条例の現状を分析するとともに、ポイントとなる法的な論点、さらには制定後の対応などについて、検討を深めます。

◆第3回「自治基本条例をめぐる諸問題」

自治基本条例を制定する自治体が増えています。自治のあり方を考え直し、自治体のガバナンスを再構築しようとしているわけですが、その政策的な意図、重点の置き所などはさまざまです。自治基本条例をつくった担当者から話題提供をいただき、その背景、制定することの意義、制定のプロセス、制定にあたっての課題、さらには制定後の状況まで視野をひろげて、考えていきます。

◆第4回「行政不服審査法・行政手続法の改正とそれを受けた自治体の対応」

行政不服審査法・行政手続法の改正が予定されています。自治体の争訟法務にとっても、適切な対応が求められています。そこで、改正案の内容を検討するとともに、この機会に、尼崎市や伊丹市の実務を踏まえた問題提起もいただいて、自治体の現状をあらためて点検し直し、あるべき方向と対応策をさぐります。

◆第5回「住民訴訟をめぐる最近の諸問題」

公共事業や三セクにからむものなど、住民訴訟は自治体法務にとってとても重要です。自治体現場からの報告も踏まえて、住民訴訟をめぐる最近の動向を総括し、自治体としての対応のあり方を考えます。また、訴訟対応にとどめないで、住民訴訟を契機とした自治体としてのコンプライアンスを確立するために取り組みにも踏み込んで検討を加えていきます。

会場のご案内

第1回、第3回～第5回

西宮市大学交流センター(アクタ西宮東館6階)

Tel 0798-69-3155

第2回：10月21日

西宮市立中央公民館講堂(プレラにしみや6階)

Tel 0798-67-1567

